

令和8年第4回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和8年4月7日（火）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名	役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	
東部地区	古市	松永 年實	○			
		麻 隆司	○			
		笹本 育司	○			
					松本 武博	○
	西浦		塩田 勝則	○		
			高橋 寛	○		
			井口 優	○		
					辻本 弘吉	○
	駒ヶ谷	副会長	堀内 利弘	○		
			植野 純央	○		
		吉田 隆美	○			
					吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○		
						尼丁 正寄
	高鷲	会長	奥野 晋也	○		
			松本 忠久	○		
	丹比		大谷 章	○		
			小池 良夫	○		
				大谷 憲央	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治
羽曳野市農とみどり推進課 吉崎弘樹

案 件

・報告	第8号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	2 件
・報告	第9号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・報告	第10号	農地法第18条第1項第6号の規定による届出について	1 件
・議案	第10号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	2 件
・議案	第11号	地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る意見聴取について	3 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14：00】

事務局	<p>皆さんこんにちは。 定刻となりましたので、ただ今より令和8年第4回農業委員会定例会を開催させていただきます。 まず、出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立していることをご報告いたします。 それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いします。</p>
奥野会長	<p>皆さんこんにちは。 桜の花もほぼ満開になってぼちぼち散り始めたところもあると思いますが、先月と比べますと本当に過ごしやすい気候となりました。 先月は南河内地区の農業委員会の講習会も多数ご参加たまわりまして本当にありがとうございました。お陰をもちまして一大イベントが無事終了できたことをお礼申し上げます。 またお知らせがありますが、農業共済組合、各実行組合長さんを通じて水稻共済、近年異常気象による風水害やイノシシ等による被害に対応できる水稻共済。災害の備えにぜひご加入されたいと思いますので、お知らせしておきます。 さて、これからまた夏野菜等の植え付け等もありこれから忙しくなってきますけども体調には十分気を付けてもらいまして農作業の方頑張ってくださいと思います それでは、事務局から概要の方お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、令和8年第4回農業委員会定例会の案件の概略説明をさせていただきます。</p> <p>まず、はじめに、報告第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 古市地区1件、西浦地区1件、計2件です。</p> <p>次に、報告第9号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 古市地区1件です。</p> <p>次に、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について 駒ヶ谷地区1件です。</p> <p>次に、議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区1件、駒ヶ谷地区1件、計2件です。</p> <p>次に、議案第11号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る意見聴取について</p>

事務局	<p>広瀬・東阪田地区、壺井・通法寺地区、河原城・埴生野地区、計3件です。</p> <p>以上 本日ご審議いただきます案件については、報告案件4件、議案案件5件合計9件となります。</p> <p>なお、本日欠席の委員は、埴生地区の尼丁委員です。</p> <p>それでは議長よろしく申し上げます。</p>
奥野議長	<p>本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。</p> <p>それでは、案件に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
奥野議長	<p>それでは、本日の議事録署名委員を辻本委員と吉田隆美委員にお願いします。</p> <p>それでは、報告第8号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。</p> <p>自分の土地を自分のために使用する届出です。</p> <p>1件目です。</p> <p>位置図①4条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。</p> <p>対象農地は、碓井四丁目499番1 地目は田 面積は853㎡</p> <p>届出人は、議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、駐車場で、すでに転用済の案件です。</p> <p>現地確認委員は、松永委員です。</p> <p>2件目です。</p> <p>位置図②4条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、西浦地区です。</p> <p>対象農地は、広瀬350番2 地目は田 面積は112㎡</p> <p>届出人は、議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、建物建築で、倉庫、車庫です。こちらもすでに転用済の案件です。</p> <p>現地確認委員は、塩田委員です。</p> <p>なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題はありませ</p> <p>ん。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしく願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員承認よろしく申し上げます。</p>

	<p>報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>この届出は、市街化区域の権利設定を伴う転用届けとなります。</p> <p>位置図③5条届出をご参照ください。</p> <p>地区名は、古市地区です。</p> <p>対象農地は、誉田三丁目61番9 地目は田 面積は235㎡</p> <p>設定人、被設定人は議案書のとおりです。</p> <p>転用目的は、宅地、住宅で、使用貸借権の設定となります。</p> <p>現地確認委員は、笹本委員です。</p> <p>なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題はありません。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第10号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>これは、小作契約を合意の上、解約した旨を農業委員会に通知するものです。</p> <p>位置図④18条通知をご参照ください。</p> <p>地区名は、駒ヶ谷地区です。</p> <p>対象農地は、飛鳥1303番5 地目は田 面積は647㎡</p> <p>賃貸人と賃借人については議案書のとおりです。</p> <p>解約する目的は耕作者が高齢のためです。</p> <p>現地確認委員は、吉田隆美委員です。</p> <p>現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>説明は以上となります。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第18条第6項の規定による通知について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。</p> <p>地区委員、他の委員承認よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第10号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第10号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、2件ご説明させていただきます。</p> <p>1 件目です。地図⑤利用権設定をご参照ください。 地区名は、古市地区です。 申請地は、碓井三丁目 408番 地目は田 面積は1,421㎡です。 利用権設定に係る所有者、転借人の他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。 案件は設定する利用権の期間満了による再設定となります。 権利の設定は賃借権です。 期間は、令和8年6月1日から令和13年5月31日までの5年間です。 申請地は、石川左岸の碓井地内にある調整区域内農地です。 今回は利用権の期間である令和3年からの5年間を経て満了をむかえるにあたり条件は変更せず更新するものです。 転借人の機材はトラクター、刈払機、軽トラックを揃えています。 耕作状況については、予定作物である露地野菜が植えられています。 保全もされており周辺農地への影響もなく、良好な営農状況を保たれております。 今後も農地を効率的に計画に基づき耕作を継続されると考えます。 現地確認委員は松永委員です。</p> <p>2件目です。地図⑥利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。 申請地は、壺井259番1 地目は田 面積は1,097㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人の他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。 案件は設定する利用権の期間満了による再設定となります。 権利の設定につきましては使用貸借権となります。 期間は、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間となります。 これにつきましては、令和5年から3年間利用権を設定していて、今回満期を迎えるにあたり設定を継続されるため令和10年までの2年間で再設定を行うものになります。 申請地は、石川右岸の壺井地内にある調整区域内農地です。 現地の状況は、計画されている露地野菜が農地の一部で作付けされています。 残地は雑草が見受けられますが、草刈はされ保全されています。 近隣からは苦情等もなく営農を継続されており、年間の従事日数については150日間を予定されています。機材等も取りそろえておられまして、今回の更新もされるようになっておりますので、より効率的に計画的に耕作されますよう事務局の方も注視しながらこの申請につきましては妥当というふうに判断しております。</p> <p>以上2件についてご審議願います。 壺井の現地確認委員は吉田繁委員となっております。 よろしく願いいたします。</p>
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	4月3日に現地確認いたしました。現在そら豆を栽培されております。大きく

	育っているところでした。当日もご夫婦、ご両親の4人で農作業されておりまして、継続につきましても何ら問題はないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	4月3日に現地確認してまいりまして、多少雑草はありましたけども機械で鋤いた感じがあるので、問題はないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 2件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。 議案第11号地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る意見聴取について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第11号地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更に係る意見聴取についてご説明させていただきます。 これにつきましては、従来地域計画に基づくものがございまして、この内容等につきましては担当部局であります農とみどり推進課の吉崎主幹の方からご説明させていただきます。
農とみどり推進課	羽曳野市農とみどり推進課の吉崎です。 ただいまより農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づく意見聴取をさせていただきます。 この意見聴取は今までの意見聴取とは少し異なり、策定に係る意見聴取ではなく、変更に係る意見聴取であります。 意見聴取を行う前に、制度の説明をさせていただきます。 令和5年度から令和7年度にかけて農とみどり推進課では羽曳野市内調整区域集落、郡戸、尺度、蔵之内を除くのですけれども、皆さまのご協力のおかげもあって、地域計画を策定することができました。本当にご協力ありがとうございました。 策定しました地域計画の地区は、碓井、誉田、古市・水守、河原城・埴生野、西浦・新町、広瀬・東阪田、播磨厚味、駒ヶ谷、飛鳥、大黒、壺井・通法寺地区の合計11計画を作ることができました。 今回変更に係る意見聴取を行う地区は、広瀬・東阪田地区、河原城・埴生野地区、壺井・通法寺地区の三つとなります。

農と
みどり
推進課

地域計画を変更するということを皆さまに説明いたします。地域計画の変更とは、お手元の資料、計5種類ほどに分かれておりますが、一番見ていただきたいの一番下のオレンジの枠の農地の転用です。農地転用とは農地を土地活用すること。駐車場や家の土地に変更することが一般的です。すなわち農地じゃなくなってしまうわけです。この地域計画とは農地を保全活用していく計画でありますので、農地をなくしてしまうことは計画と真逆のことを行うことになり、計画と違ってきます。このような場合、計画を変更する必要があります。

農地の転用は農地法第4条もしくは第5条において、申請者は農業委員会に申請し、農業委員会が受理した後、定例会にて審査を行うのが従来の流れでしたが、地域計画が策定された農地、つまり地域計画の範囲内での農地につきましては、従来の流れの前段階に、地域の皆様で集まって地域計画からの除外の可否について話し合い、地域計画から除外した後に転用の申請が可能となる流れに変わりました。

本日の変更に係る意見聴取については、広瀬・東阪田地区及び河原城・埴生野地区は転用の相談が農業委員会にあったため、この二つの地区については転用の申請を行う前に、事前に地域の皆様で地域計画からの除外について話し合った結果を計画案に落とし込みましたので、その計画案について意見聴取を行うものです。残りの壺井・通法寺地区につきましては、昨年度に大阪府の協力もあり、再度農地マッチングを行い、壺井・通法寺地区内において新たな担い手が加わったため、計画を変更し、その計画案に対して意見聴取を行うものです。

それではまず広瀬・東阪田地区の地域計画変更について説明いたします。広瀬・東阪田地区において、変更した内容は主に三つです。お手元の資料の概要をご覧ください。

まず、広瀬28の1の農地について農業委員会に農地転用の相談があり、当該農地は広瀬・東阪田地区の地域計画策定範囲内農地であるため、広瀬28の1の農地を地域計画から除外していいかを地域の皆様で話し合いを行いました。

結論からいいますと除外することになりましたので、地域計画に係る目標地図から広瀬28の1の農地を除外しました。

〈プロジェクトで変更点を説明〉

この農地を除外したため、旧計画では16.3haとなっておりまして、広瀬28の1の農地の面積は1,473㎡であるため0.1ha引きまして、16.2haとなっております。また除外した地目が田であったため、0.1ha引きまして15.9haから15.8haとなっております。

もう一つ変更がありまして、本来認定農業者である●●様が借りる予定であったんですけど、別の方が貸借することとなりました。目標地図の着色を青から黄に変更しました。黄色に変わりました農地の面積の合計は1,885㎡であるため0.2haと表記しておりました。0.2haを中心経営体が借りる必要がなくなったため0haとなっております。

最後の変更点は、3農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置の以下任意記載事項に10のその他の一文を追記しました。この文章の意味ですが、冒頭に私は地域計画を変更する場合は、地域の皆様が集まって、計画

農と
みどり
推進課

を変更するかどうか話し合っただけで決定する、説明しましたが、変更の案件がでてくる度に地域の皆様にご参集していただき、話し合いを行うことは、地域の皆様に負担を強いることになると考えたため、今後変更の案件が発生した場合は地域農業者の代表だけ、すなわち区長、地区農業委員、実行組合長、水利組合長で計画からの除外の決定の可否を問う方法を提案し、承諾を得た内容となっております。

今後、広瀬・東阪田地区の地域計画策定範囲内農地において、農地転用に係る小規模な農地除外の地域話し合いにつきましては地域農業者の代表、すなわち区長、地区農業委員、実行組合長、水利組合長などで話し合い、その結果を地域の結果として扱いますという内容をここに記載しております。

この文言は小規模いわゆる簡易的なケースのみに限定しています。おそらくほとんどの農地転用のケースがこの簡易的に該当すると思われますが、例外もあり、大規模な開発が起こるケースや、転用の場所によっては地域農業全体に影響を及ぼすなどのケースの場合は、役員だけで決定するのではなく、地域の皆様に決めていただくことにしております。

以上が広瀬・東阪田地区の地域計画変更に係る内容になります。

ここまででご質問ありますでしょうか。

次にお手元の資料と順番が前後しますが、先に河原城・埴生野地区について説明させていただきます。河原城・埴生野地区を先に説明する理由は変更内容が先ほど説明した広瀬・東阪田地区と類似しているからです。

河原城996番地の農地について農業委員会に転用の相談があり、当農地は、河原城・埴生野地区地域計画策定範囲内農地であるため、河原城996番地の農地を地域計画から除外していいかを地域の皆様に話し合いを行い、外していいということになりました。

〈プロジェクターで目標地図の変更点を説明〉

河原城996の農地につきましては、農地の面積が310㎡であるため、広瀬・東阪田地区とは異なり、ここの農地の面積には影響はありませんでしたので、数値の変更は行っておりません。また河原城・埴生野地区においては担い手がもともと存在していなかったためここについても変更はありません。

河原城・埴生野地区の変更したもう一つの箇所は、先ほど説明した広瀬・東阪田地区10のその他の一文を追記しました。文章の意味につきましては先ほど説明しました広瀬・東阪田地区と同内容でありますので省略いたします。

河原城・埴生野地区に係る地域計画変更の内容は以上となります。

最後に壺井・通法寺地区の変更について説明させていただきます。

壺井・通法寺地区については令和7年度に大阪府と合同で農地貸借マッチングの話し合いを行いました。その結果を反映した計画となっております。

マッチングの結果、株式会社●●●●●●●●●●がお手元資料3ページの農地を貸借することになりましたのでその内容を地域計画に追記しました。

株式会社●●●●●●●●●●は認定新規就農者であるため、中心経営体の位置づけとなります。現在の地域計画及び目標地図に位置づけられていない中心経営体が新たに目標地図に位置づけられたため、目標地図の修正を行いました。

農と みどり 推進課	<p>〈プロジェクターで変更点を説明〉</p> <p>●●●●●●●の農地の面積の合計が3,083㎡であるため、一覧表の面積3,083㎡を0.3haと表記をさせていただきまして、0.3haを追記して1.7haから2haに修正しております。また、区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計を1.1haから1.4haに修正した内容となっております。</p> <p>最後に壺井・通法寺地区においても、10のその他の一文を追記しまして、当該地域計画策定範囲内農地において、今後本計画を変更する事案が生じた場合、地域農業代表者等で協議を行うという文言を追記しました。こちらの内容につきましても広瀬・東阪田地区、河原城・埴生野地区と同内容でありますので説明を省略させていただきます。</p> <p>私からの説明は以上になります。 3地区の地域計画変更案につきまして何かご質問、ご意見はありますでしょうか。</p>
奥野議長	1件目の広瀬・東阪田地区の地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
奥野議長	<p>異議がないようですので、広瀬・東阪田地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。</p> <p>2件目の壺井・通法寺地区の地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。</p>
委 員	異議なし。
奥野議長	<p>異議がないようですので、壺井・通法寺地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。</p> <p>3件目の河原城・埴生野地区の地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、計画が適当であると認めることにご異議ございませんか。</p>
委 員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、河原城・埴生野地区の計画が適当であると認める旨を市長に回答いたします。
奥野議長	これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14：55】